

鳥取県告示第 345 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、琴浦町が行う土地改良事業に係る田越地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功